

長崎市告示第474号

長崎市外国人材受入・定着促進補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年5月27日

長崎市長 鈴木史朗

長崎市外国人材受入・定着促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長崎県と連携し、市内の企業等における外国人材の雇用及び定着の促進を図るため、外国人材の就労又は住居の環境の整備又は地域との交流を行う市内の企業等に対し、予算の範囲内において、長崎市外国人材受入・定着促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「外国人材」とは、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者であって、受入企業等に雇用されるものをいう。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1第2号の表に規定する技能実習の在留資格をもって在留する者であること。
- (2) 入管法別表第1第2号の表に規定する特定技能の在留資格をもって在留する者であること。
- (3) 入管法別表第1第2号の表に規定する技術・人文知識・国際業務の

在留資格をもって在留する者であること。

- (4) 入管法別表第1第5号の表に規定する特定活動のうち、正規雇用と捉えることができる雇用条件によって就労する者又は特定技能関係の特定活動（特定技能移行準備）若しくはそれに類するものの在留資格をもって在留する者であること。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。

）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 就労環境整備事業 社内掲示物、業務マニュアル等の多言語化、宗教及び文化の多様性に配慮した施設の改修その他外国人材の就労環境を整備するための事業
- (2) 住居環境整備事業 外国人材の居住の用に供する住居（市内に存するものに限る。）に設置する家電の購入、同住居から外国人材が通勤等をするための自転車の購入、宗教及び文化の多様性に配慮した住居の改修その他の外国人材の住居等の環境を整備する事業
- (3) 地域交流等促進事業 外国人材が地域社会との関わりを深めるために必要と認められる地域交流を行う事業

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体から他の制度による補助金等の交付を受けて行う事業については、補助対象事業としない。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者であること。

- (2) 市内に本社又は事業所を有する者であること。
- (3) 次のア又はイに掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める要件に該当する者であること。

ア 第3条第1項第1号及び第2号に掲げる事業 補助金に係る交付の申請をする日が属する年度の前年度の1月21日から当該申請をする日が属する年度の1月20日までの期間に、新たに外国人材を雇用し、第11条に定める実績報告まで継続して雇用している者であること。

イ 第3条第1項第3号に掲げる事業 現に外国人材を雇用しており、かつ第11条に定める実績報告まで継続して雇用していること。

- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者でないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない額をいう。以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、1補助対象者につき50万円を限度とする。ただし、第3条第1項第3号に掲げる事業にあつては10万円を限度とする。

（交付の申請）

第7条 規則第3条第1項の期日は、補助対象事業を行う年度の11月末日とする。

2 規則第3条第1項第1号の書類は補助事業概要書（第1号様式）とし、同項第2号の書類は、収支予算書（第2号様式）とする。

3 規則第3条第1項第5号の市長が必要があると認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)登記事項証明書等の本市に事業所を有することを証する書類

(2)見積書等の補助対象経費の内訳がわかる書類

(3)工事の施行にあつては整備予定箇所の写真

4 補助金を申請しようとする者は、その申請時に当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（軽微な変更）

第8条 規則第5条第1項第1号の市長が認める軽微な変更は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 補助金の交付の目的の達成及び既に交付の決定を受けた事業計画に基づく補助対象事業の遂行に支障のない範囲の変更であること。

(2) 補助対象経費の20パーセント以内の変更であつて、補助金の増額を伴わないものであること。

（交付の条件）

第9条 規則第5条第1項第4号の市長が必要があると認める事項は、補

助対象事業の収支の状況を明らかにした帳票又は帳簿及び関係書類を備え、当該補助対象事業を実施した年度の翌年度から5年間保存するものとする。ただし、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産がある場合の補助対象事業の収支の状況を明らかにした帳票又は帳簿及び関係書類の保存年数は、当該5年間の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）で定められた資産の耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で市長が別に定めるもの

2 前項第2号の別に定めるものは、省令に定められた資産とする。

3 長崎県が提供する動画教材を用いて、研修その他の普及啓発事業を従業者に対して行うこと。

4 実施した補助対象事業の内容について、本市が実施する周知及び広報に協力すること。

（申請の取下げ）

第10条 規則第7条第1項の別に定める期日は、規則第6条第1項の規定による通知を受領した日から起算して14日を経過した日とする。

（実績報告）

第11条 規則第12条の別に定める期日は、補助金の交付の決定があった日の属する年度の1月20日とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 規則第12条第1号の書類は、補助事業実績書（第3号様式）及び補助事業収支決算書（第4号様式）とする。

3 規則第12条第2号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 領収書その他の補助対象経費の支出を明らかにする書類の写し
- (2) 補助対象事業に係る契約を行う場合にあっては、当該契約の契約日及び契約の内容を明らかにする書類の写し
- (3) 補助対象事業の実施内容を明らかにする書類
- (4) 新たに雇用した外国人材に係る次のアからウまでに掲げる書類の写し
  - ア 雇用契約書又は労働条件通知書
  - イ 雇用保険被保険者等確認通知書
  - ウ 在留資格を明らかにする書類
- (5) その他市長が必要と認める書類  
(決定の取消)

第12条 規則第22条の規定により、規則第8条第3項及び第16条第3項において準用する規則第6条の通知は、同条第1項の補助金等交付決定通知書に代えて、補助金不交付決定通知書（第5号様式）によるものとする。

(補助金の返還)

第13条 規則第17条の規定により補助金の返還を命ずるときは、補助金返還請求書（第6号様式）によるものとする。

(補助金の返還の額)

第14条 規則第17条の規定による補助金の返還を命ずるときの額は、補助金の全額とする。

(成果報告)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業の成果を補助対象事

業を行った年度の翌年度及び翌々年度の4月1日から4月末日までの間に長崎市外国人材受入・定着促進補助事業成果報告書（第7号様式）により市長に報告しなければならない。

（財産処分の制限）

第16条 規則第19条ただし書の市長が別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）で定められた資産の耐用年数とする。

2 規則第19条第2号及び第3号の別に定めるものは、省令に定められた資産とする。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（令和7年度における補助対象者の特例）

2 第4条第3号の規定にかかわらず、令和7年度に新たに外国人を雇用する期間は、令和7年4月1日から当該申請をする日が属する年度の1月20日までの期間とする。

（この要綱の失効）

3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定の適用については、同日以後もなおその効力を有する。

附 則（令和8年3月27日告示第233号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の長崎市外国人材受入・定着促進補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助対象経費の内容
(1) 謝礼金	就労環境を改善するための研修等の講師等への謝礼金等
(2) 旅費	就労環境を改善するための研修等の講師派遣に係る交通費等
(3) 需用費	地域交流を行うための消耗品費、材料費、資料の印刷代等
(4) 役務費	地域交流を行うための保険料等
(5) 委託料	外国人材の業務マニュアル作成等
(6) 使用料及び賃借料	地域交流を行うための会場、機材、車両等の借上げ料等
(7) 工事費	外国人材の就労及び住居の環境の改善を行うための工事費
(8) 備品購入費	外国人材の就労及び生活の環境の改善を行うための備品の購入費
(9) その他の経費	市長が特に必要と認める経費

備考

次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- 1 補助対象事業に要したことが明確に区分できない経費
- 2 汎用性があり、補助対象事業以外の目的に使用される備品の購入に係る経費
- 3 単なる買替えのための備品の購入に係る経費
- 4 技能実習生を受け入れる際の入国後研修に係る経費
- 5 申請者又は同一企業の社員への謝礼金の支払に係る経費
- 6 土地の取得に係る経費
- 7 打ち上げ等のパーティーに係る経費
- 8 地域交流等に伴う飲料代
- 9 既に実施実績があるイベント等に係る経費

## 補助事業概要書

### 1 補助対象者の概要

会社名			
業種		資本金	
担当者名		連絡先	
従業員数	人		
うち 外国従業員数	令和 年1月20日までの雇用	令和 年1月21日～令和 年1月20 までの雇用	
		(雇用予定日 年 月 日)	
うち 市内在住の外国人 従業員数			
活用した支援団体	支援団体名： 住所：	支援団体名： 住所：	
国籍			
在留資格			
従事業務の内容			

2 事業の内容

<p>補助対象事業 (実施事業を選択)</p>	<p><input type="checkbox"/> 就労環境整備事業</p> <table border="1" data-bbox="533 360 1393 461"> <tr> <td>施設等名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td></td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 住居環境整備事業</p> <table border="1" data-bbox="533 528 1393 629"> <tr> <td>施設等名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td></td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 地域交流等促進事業</p>	施設等名称		所在地		施設等名称		所在地	
施設等名称									
所在地									
施設等名称									
所在地									
<p>就労環境整備事業に係る内容の詳細 (目的や具体的内容、工期、実施日、期待する効果等を記載)</p>									
<p>住居環境整備事業に係る内容の詳細 (目的や具体的内容、工期、実施日、期待する効果等を記載)</p>									
<p>地域交流等促進事業に係る内容の詳細 (目的や具体的内容、工期、実施日、期待する効果等を記載)</p>									
<p>総事業費 (税抜き)</p>									
<p>補助対象経費 (税抜き)</p>									
<p>交付申請金額</p>									

## 収支予算書

## 1 収入の部

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
a 自 己 資 金(d-(b+c))		
b 長崎市補助金		
c その他収入		
d 合 計		

## 2 支出の部

(単位：円)

経費区分	内 訳	金額（税抜き）	備 考
謝礼金			
旅費			
需用費			
役務費			
委託料			
使用料及び賃借料			
工事費			
備品購入費			
その他経費			
合 計			

## 補助事業実績書

### 1 事業の実績

補助対象事業 （実施事業を選択）	<input type="checkbox"/> 就労環境整備事業 <input type="checkbox"/> 住居環境整備事業 <input type="checkbox"/> 地域交流等促進事業
取組の効果 （具体的内容や結果等 を記載）	【就労環境整備事業】
	【住居環境整備事業】
	【地域交流等促進事業】
総事業費（税抜き）	
補助対象経費（税抜き）	
交付申請金額	

### 2 長崎県の動画教材を用いた普及啓発事業の実施状況（実施内容、効果等）

--

## 収支決算書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	金 額	備 考
a 自 己 資 金(d-(b+c))		
b 長崎市補助金		
c その他収入		
d 合 計		

2 支出の部

（単位：円）

経費区分	内 訳	金額（税抜き）	備 考
謝礼金			
旅費			
需用費			
役務費			
委託料			
使用料及び賃借料			
工事費			
備品購入費			
その他経費			
合 計			

## 補助金不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

住所  
氏名

長崎市長

年 月 日付けで申請のあった長崎市外国人材受入・定着促進補助金の交付については、次のとおり交付することが不相当と認めましたので長崎市補助金等交付規則第6条第2項の規定により通知します。

交 付 す る こ と が 不 適 当 と 認 め た 理 由	
------------------------------------	--

## 補助金返還請求書

第 号  
年 月 日

住所  
氏名

長崎市長

長崎市外国人材受入・定着促進補助金交付要綱第13条の規定に基づき、次のとおり補助金の返還を請求する。

返還すべき金額			
返還期限	年 月 日まで		
返還を請求する理由			
返還方法			
交付決定年月日	年 月 日	文書番号	第 号
補助年度	年度	補助金の名称	長崎市外国人材受入・定着促進補助金
補助金の交付決定額			

## 長崎市外国人材受入・定着促進補助事業成果報告書

年 月 日

（あて先）長崎市長

（報告者）

住 所：

会 社 名：

代表者役職・氏名：

長崎市外国人材受入・定着促進補助金の成果について、次のとおり報告します。

### 1 実施した補助対象事業

就労環境整備事業

住居環境整備事業

地域交流等促進事業

### 2 補助事業の成果

--

### 3 外国人材の在籍状況（実施年度の翌年度または翌々年度の状況を記入）

年4月時点	（全従業員数： ）
-------	-----------